証券コード 8316

SMFG SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GROUP

第13期 定時株主総会招集ご通知

日時

平成27年６月26日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前８時30分）

場所

東京都千代田区丸の内一丁目１番２号
当社本店（三井住友銀行本店ビル）

議案

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役10名選任の件
第４号議案　監査役 １ 名選任の件
第５号議案　取締役の報酬等の額改定の件

三井住友フィナンシャルグループ

証券コード 8316
平成27年６月５日

株主の皆さまへ

東京都千代田区丸の内一丁目１番２号
株式会社　三井住友フィナンシャルグループ
取締役社長　宮　田　孝　一

定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席いただけない場合は、郵送またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、次頁の記載に従って、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
２．場　　所　東京都千代田区丸の内一丁目１番２号　当社本店（三井住友銀行本店ビル）
３．株主総会の目的事項

報告事項
(1) 平成26年４月１日より平成27年３月31日に至る第13期事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに連結計算書類に係る会計監査人及び監査役会の監査結果報告の件
(2) 平成26年４月１日より平成27年３月31日に至る第13期計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役10名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　取締役の報酬等の額改定の件

■ 定時株主総会の招集の通知に際して株主の皆さまに対し提供すべき事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の監査報告書謄本は、別添の「第13期報告書」に記載のとおりであります。ただし、連結計算書類及び計算書類の注記につきましては、法令及び定款第25条の規定により、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.smfg.co.jp）に掲載することにより開示しておりますので、「第13期報告書」には記載しておりません。

■「第13期報告書」に記載した連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して、それぞれ監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以　上

※ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.smfg.co.jp）に掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合

株主総会開催日時 **平成27年６月26日（金曜日）午前10時**（受付開始：午前８時30分）

同封の**出席票**を議決権行使書用紙と切り離さずに会場受付へご提出ください。

株主総会にご出席いただけない場合

郵送による議決権行使

行使期限 **平成27年６月25日（木曜日）午後５時10分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。
なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

インターネットによる議決権行使

行使期限 **平成27年６月25日（木曜日）午後５時10分まで**

パーソナルコンピュータや携帯端末から当社株主名簿管理人が運営する議決権行使ウェブサイト（http://www.web54.net）にアクセスし、同封の議決権行使書・出席票用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご入力のうえ、画面の案内に従って、上記行使期限までに賛否をご登録ください。
なお、セキュリティ確保のため、システム上の制約があります。詳細につきましては、下記のお問合せ先にご照会ください。

インターネットによる議決権行使についてのお問合せ先

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート
電話 0120-652-031（フリーダイヤル）受付時間 午前９時～午後９時

⚠ 注意事項

- インターネットによる議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。
- 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主の皆さまのご負担となります。

機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」の利用について

機関投資家の皆さまにつきましては、株式会社ICJに事前に申し込まれた場合には、同社が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案及び提案の理由並びに参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

今後の経済金融環境等を踏まえ、引き続き当社グループ全体の内部留保の充実にも意を用いてまいりますが、株主の皆さまへの利益還元のため、当事業年度の業績等を総合的に勘案いたしまして、当事業年度末の剰余金の配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。
なお、その他の剰余金の処分はございません。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式　１株につき80円　総額112,804,983,040円

普通株式１株につき60円の中間配当金をお支払いいたしておりますので、当事業年度を通じての配当金は１株につき140円となり、これは前事業年度にくらべ１株につき20円の増配であります。

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年６月26日

（ご参考）普通株式１株当たりの配当金

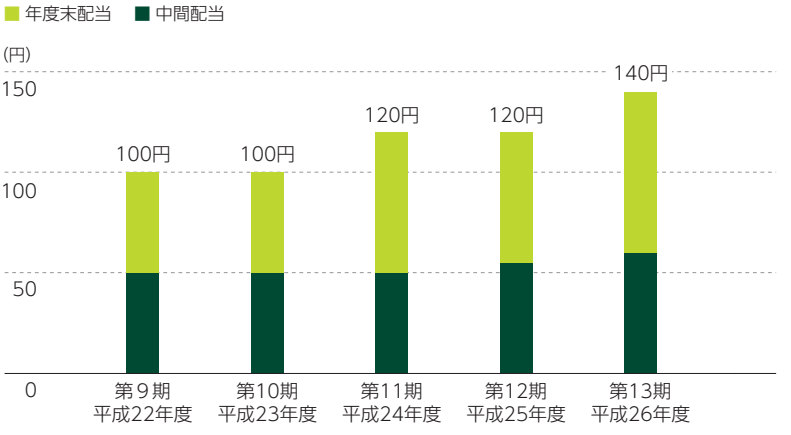

第２号議案　定款一部変更の件

取締役でない社長執行役員を選出できるようにするとともに、「会社法」（平成17年７月26日法律第86号）の一部改正に伴い、業務を執行しない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結できるようにするため、定款を下記現行定款・変更案対照表のとおり変更しようとするものであります。

変更の理由は、次のとおりであります。

1. 最適な経営体制の機動的な構築を可能とするため、取締役でない社長執行役員を選出できるようにしたいと存じます。また、社長執行役員が選出されるのは取締役社長が置かれないときであることから、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役が株主総会を招集することができるようにするなど、所要の変更を行いたいと存じます。

   これらのため、定款第24条、第33条、第34条及び第35条を変更しようとするものであります。
2. 平成27年５月１日に「会社法の一部を改正する法律」（平成26年６月27日法律第90号）が施行され、業務を執行しない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに対応するため、定款第36条及び第42条を変更しようとするものであります。

   なお、定款第36条の変更に関する議案を本総会に提出することにつきましては、各監査役の同意を得ております。

現行定款・変更案対照表

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
（招集） 第24条　定時株主総会は、毎事業年度終了後３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるごとに随時招集する。 ②株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当る。	**（招集）** 第24条　定時株主総会は、毎事業年度終了後３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるごとに随時招集する。 ②株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。取締役社長を置かないときまたは取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当る。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会） 第33条　取締役会は、すべての取締役で組織する。 ②取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長を置かないときまたは取締役会長に事故があるときは、取締役社長がこれに当り、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当る。 ③取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。 ④取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 ⑤取締役が取締役会の決議の目的事項について提案をした場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。	**（取締役会）** 第33条　取締役会は、すべての取締役で組織する。 ②取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長を置かないときまたは取締役会長に事故があるときは、取締役社長がこれに当り、取締役社長を置かないときまたは取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当る。 ③取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。 ④取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 ⑤取締役が取締役会の決議の目的事項について提案をした場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（代表取締役、役付取締役） 第34条　取締役会は、その決議によって、代表取締役若干名を選定する。 ②取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役会長、取締役社長各１名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	**（代表取締役、役付取締役、社長執行役員）** 第34条　取締役会は、その決議によって、代表取締役若干名を選定する。 ②取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役会長、取締役社長各１名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
（新　設）	③取締役社長を置かないときは、取締役会は、その決議によって、社長執行役員１名を定めることができる。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の職掌） 第35条　取締役会長は、取締役会を統理する。 ②取締役副会長は、取締役会長を補佐する。 ③取締役社長は、取締役会の決議を執行し、当会社全般の業務を統轄する。取締役社長に事故があるときは、取締役副社長、専務取締役、常務取締役の順序によりこれに当る。 ④取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、取締役社長を補佐し、当会社の常務を執行する。	**（取締役、社長執行役員の職掌）** 第35条　取締役会長は、取締役会を統理する。 ②取締役副会長は、取締役会長を補佐する。 ③取締役社長または社長執行役員は、取締役会の決議を執行し、当会社全般の業務を統轄する。取締役社長または社長執行役員に事故があるときは、取締役副社長、専務取締役、常務取締役の順序によりこれに当る。 ④取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、取締役社長または社長執行役員を補佐し、当会社の常務を執行する。
（社外取締役との責任限定契約） 第36条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令に定める額のいずれか高い額とする。	**（業務執行取締役でない取締役との責任限定契約）** 第36条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、業務執行取締役でない取締役との間に、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令に定める額のいずれか高い額とする。
（社外監査役との責任限定契約） 第42条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令に定める額のいずれか高い額とする。	**（監査役との責任限定契約）** 第42条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令に定める額のいずれか高い額とする。

第３号議案　取締役10名選任の件

先般、久保 健、渕崎正弘、車谷暢昭、井上篤彦の４氏が取締役を辞任され、また、本総会終結の時をもって、取締役 奥 正之、同 國部 毅、同 伊藤雄二郎、同 荻野浩三、同 岩本 繁、同 野村晋右の６氏が任期満了となりますので、この際取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案が承認可決されますと、本総会終結の時における取締役の員数は13名となり、うち５名が社外取締役となります。

候補者番号	氏名	地位	担当	当事業年度における取締役会への出席状況（出席率）
1	再任 奥（おく） 正之（まさゆき）	取締役会長	—	12回中すべてに出席（100%）
2	再任 國部（くにべ） 毅（たけし）	取締役	—	12回中すべてに出席（100%）
3	再任 伊藤（いとう） 雄二郎（ゆうじろう）	取締役	総務部、人事部担当役員	12回中すべてに出席（100%）
4	再任 荻野（おぎの） 浩三（こうぞう）	取締役	監査部担当役員	12回中すべてに出席（100%）
5	新任 寺本（てらもと） 敏之（としゆき）	専務執行役員	リスク統括部担当役員	—
6	新任 谷崎（たにざき） 勝教（かつのり）	専務執行役員	IT企画部担当役員	—
7	再任 野村（のむら） 晋右（くにあき） 社外取締役 独立役員	取締役	—	12回中11回出席（91%）
8	新任 アーサー M. ミッチェル（Arthur M. Mitchell） 社外取締役 独立役員	—	—	—
9	新任 河野（こうの） 雅治（まさはる） 社外取締役 独立役員	—	—	—
10	新任 桜井（さくらい） 恵理子（えりこ） 社外取締役 独立役員	—	—	—

候補者番号 1

奥（おく） 正之（まさゆき）　昭和19年12月2日生

再任

■ 所有する当社の株式の種類及び数
普通株式　16,300株

■ 当事業年度における取締役会への出席状況（出席率）
12回中すべてに出席
（100%）

■ 略歴、当社における地位

昭和43年 4 月	株式会社住友銀行入行
平成 6 年 6 月	同 取締役
平成10年11月	同 常務取締役
平成11年 6 月	同 常務取締役兼常務執行役員
平成13年 1 月	同 専務取締役兼専務執行役員
平成13年 4 月	株式会社三井住友銀行 専務取締役兼専務執行役員
平成14年12月	同 取締役辞任
平成14年12月	当社 専務取締役
平成15年 6 月	同 取締役退任 株式会社三井住友銀行 副頭取兼副頭取執行役員
平成17年 6 月	当社 取締役会長（現任） 株式会社三井住友銀行 頭取兼最高執行役員
平成23年 4 月	同 取締役辞任

■ 重要な兼職の状況

花王株式会社 取締役
株式会社小松製作所 取締役
中外製薬株式会社 取締役
パナソニック株式会社 取締役
南海電気鉄道株式会社 監査役

候補者番号 2

國部 毅（くにべ たけし） 昭和29年3月8日生

再任

■ 所有する当社の株式の種類及び数
普通株式　12,788株

■ 当事業年度における取締役会への出席状況（出席率）
12回中すべてに出席
(100%)

■ 略歴、当社における地位

昭和51年 4 月	株式会社住友銀行入行
平成15年 6 月	株式会社三井住友銀行 執行役員
平成18年10月	同 常務執行役員
平成19年 4 月	当社 常務執行役員
平成19年 6 月	同 取締役（現任）
平成21年 4 月	株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員
平成23年 4 月	同 頭取兼最高執行役員（現任）

■ 重要な兼職の状況
株式会社三井住友銀行 頭取兼最高執行役員
日本電気株式会社 取締役

候補者番号 3

伊藤 雄二郎（いとう ゆうじろう） 昭和30年8月3日生

再任

■ 所有する当社の株式の種類及び数
普通株式　8,022株

■ 当事業年度における取締役会への出席状況（出席率）
12回中すべてに出席
(100%)

■ 略歴、当社における地位

昭和54年 4 月	株式会社住友銀行入行
平成17年 6 月	株式会社三井住友銀行 執行役員
平成21年 4 月	同 常務執行役員
平成23年 4 月	当社 常務執行役員 株式会社三井住友銀行 取締役兼常務執行役員
平成23年 6 月	当社 取締役（現任）
平成24年 4 月	株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員
平成26年 4 月	同 取締役兼副頭取執行役員（現任）

■ 当社における担当
総務部、人事部担当役員

■ 重要な兼職の状況
株式会社三井住友銀行 取締役兼副頭取執行役員

候補者番号 4

荻野（おぎの） 浩三（こうぞう） 昭和33年5月9日生

再任

■ 所有する当社の株式の種類及び数
普通株式　7,000株

■ 当事業年度における取締役会への出席状況（出席率）
12回中すべてに出席
（100%）

■ 略歴、当社における地位

昭和56年 4 月 株式会社三井銀行入行
平成22年 4 月 株式会社三井住友銀行 執行役員
平成23年 4 月 同 常務執行役員
平成25年 4 月 当社 常務執行役員
平成25年 6 月 同 取締役（現任）
平成26年 4 月 株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員（現任）

■ 当社における担当
監査部担当役員

■ 重要な兼職の状況
株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員

候補者番号 5

寺本（てらもと） 敏之（としゆき） 昭和33年9月15日生

新任

■ 所有する当社の株式の種類及び数
普通株式　7,000株

■ 略歴、当社における地位

昭和56年 4 月 株式会社三井銀行入行
平成20年 4 月 株式会社三井住友銀行 執行役員
平成23年 4 月 同 常務執行役員
平成26年 4 月 同 取締役兼専務執行役員（現任）
平成27年 4 月 当社 専務執行役員（現任）

■ 当社における担当
リスク統括部担当役員

■ 重要な兼職の状況
株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員

候補者番号 6

谷崎（たにざき） 勝教（かつのり） 昭和32年4月12日生

新任

所有する当社の株式の種類及び数
普通株式　5,800株

略歴、当社における地位

昭和57年 4 月 株式会社住友銀行入行
平成22年 4 月 株式会社三井住友銀行 執行役員
平成23年 4 月 当社 IT企画部長
平成25年 4 月 株式会社三井住友銀行 常務執行役員
平成27年 4 月 当社 専務執行役員（現任）
株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員（現任）

当社における担当

IT企画部担当役員

重要な兼職の状況

株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員
株式会社日本総合研究所 取締役

候補者番号 7

野村（のむら） 晋右（くにあき） 昭和20年6月13日生

再任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当社の株式の種類及び数
普通株式　0株

■ 当事業年度における取締役会への出席状況（出席率）
12回中11回出席
(91%)

■ 略歴、当社における地位

昭和45年 4 月	弁護士登録（現任）
	柳田法律事務所（現柳田国際法律事務所）弁護士
平成21年 6 月	当社 取締役（現任）
	株式会社三井住友銀行 取締役（現任）
平成21年 6 月	野村綜合法律事務所 弁護士（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社三井住友銀行 取締役
MS＆ADインシュアランスグループホールディングス株式会社 監査役
大日本印刷株式会社 監査役

■ 社外取締役候補者とした理由

野村晋右氏は、法曹の分野で指導的役割を果たし、弁護士としての豊富な経験と企業法務をはじめとする法務全般に関する専門的知見を有しており、引き続き、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えております。
当社といたしましては、これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

■ 独立性に関する事項

野村晋右氏は、当社における社外役員の独立性に関する基準を満たしております。また、当社は、同氏を、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

■ その他

1. 野村晋右氏は、平成21年６月より５年11ヵ月間、当社の社外取締役に就任しております。
2. 野村晋右氏は、平成21年６月より当社の子会社である株式会社三井住友銀行の社外取締役に就任しておりますが、平成27年６月26日付で退任する予定であります。

候補者番号 8

Arthur M. Mitchell
アーサー M. ミッチェル　昭和22年7月23日生

新任

社外取締役

独立役員

所有する当社の株式の種類及び数
普通株式　0株

略歴

昭和51年７月　米国ニューヨーク州弁護士登録（現任）
平成15年１月　アジア開発銀行 ジェネラルカウンセル
平成19年９月　ホワイト＆ケース外国法事務弁護士事務所入所
平成20年１月　外国法事務弁護士登録（現任）
ホワイト＆ケース外国法事務弁護士事務所 外国法事務弁護士（現任）

社外取締役候補者とした理由

アーサー M. ミッチェル氏は、国際法務の分野で指導的な役割を果たし、米国ニューヨーク州弁護士、本邦外国法事務弁護士としての豊富な経験と国際法務全般に関する専門的知見を有しており、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えております。当社といたしましては、これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

アーサー M. ミッチェル氏は、当社における社外役員の独立性に関する基準を満たしております。また、当社は、同氏を、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

候補者番号 9

河野（こうの） 雅治（まさはる） 昭和23年12月21日生

新任

社外取締役

独立役員

所有する当社の株式の種類及び数
普通株式　0株

略歴

昭和48年 4 月 外務省入省
平成17年 8 月 同 総合外交政策局長
平成19年 1 月 同 外務審議官（経済担当）
平成21年 2 月 ロシア駐箚特命全権大使
平成21年 5 月 兼 アルメニア・トルクメニスタン・ベラルーシ駐箚特命全権大使
平成23年 3 月 イタリア駐箚特命全権大使
平成23年 5 月 兼 アルバニア・サンマリノ・マルタ駐箚特命全権大使
平成26年 9 月 退官

重要な兼職の状況

株式会社ドトール・日レスホールディングス 取締役

社外取締役候補者とした理由

河野雅治氏は、外交の分野で指導的役割を果たし、外交官としての豊富な経験と国際情勢に関する専門的知見を有しており、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えております。
当社といたしましては、これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

河野雅治氏は、当社における社外役員の独立性に関する基準を満たしております。また、当社は、同氏を、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

候補者番号 10

桜井（さくらい） 恵理子（えりこ） 昭和35年11月16日生

新任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当社の株式の種類及び数
普通株式　0株

■ 略歴

昭和62年 6 月 Dow Corning Corporation入社
平成20年 5 月 東レ・ダウコーニング株式会社 取締役
平成21年 3 月 同 代表取締役会長・CEO（現任）
平成23年 5 月 Dow Corning Corporation リージョナルプレジデント-日本/韓国（現任）
平成27年 2 月 ダウコーニング・ホールディング・ジャパン株式会社 代表取締役社長（現任）

■ 重要な兼職の状況

東レ・ダウコーニング株式会社 代表取締役会長・CEO
Dow Corning Corporation リージョナルプレジデント-日本/韓国
ダウコーニング・ホールディング・ジャパン株式会社 代表取締役社長
ソニー株式会社 取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

桜井恵理子氏は、会社経営の分野で指導的役割を果たし、国際的な企業経営者としての豊富な経験と会社経営に関する専門的知見を有しており、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えております。
当社といたしましては、これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

■ 独立性に関する事項

桜井恵理子氏は、当社における社外役員の独立性に関する基準を満たしております。また、当社は、同氏を、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

■ その他

桜井恵理子氏の戸籍上の氏名は「平恵理子」であります。

注　1．野村晋右、アーサー M. ミッチェル、河野雅治及び桜井恵理子の４氏は、社外取締役候補者であります。
2．当社は、野村晋右氏との間に、会社法第427条第１項の規定により、1,000万円または同項における最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。また、当社は、本議案が承認可決された場合、アーサー M. ミッチェル、河野雅治及び桜井恵理子の３氏との間に、同内容の契約を締結する予定であります。

（ご参考）当社における社外役員の独立性に関する基準は、18頁に記載しております。

第４号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 川口 伸氏が任期満了となりますので、この際監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。
監査役候補者は、次のとおりであります。
なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

三上（みかみ）　徹（とおる）　昭和35年8月27日生

新 任

所有する当社の株式の種類及び数
普通株式　300株

略歴

昭和59年 4 月　株式会社住友銀行入行
平成18年 4 月　株式会社三井住友銀行 法務部長
平成25年 4 月　当社 総務部部付部長
平成27年 4 月　株式会社三井住友銀行 本店上席推進役（現任）

第５号議案　取締役の報酬等の額改定の件

現在の取締役の報酬等の額のうち、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等（以下ストックオプション報酬という）を除く額は、平成20年６月27日開催の当社第６期定時株主総会において年額480百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）としてご決議をいただいておりますが、今般、第３号議案の承認可決を条件として社外取締役の増員を行うなど、当社のコーポレートガバナンス体制の強化のため、社外取締役の職責等の諸要素を総合的に勘案いたしまして、年額550百万円以内（うち社外取締役100百万円以内）と改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役の員数は９名（うち社外取締役３名）であり、第３号議案が承認可決されますと、本総会終結の時における取締役の員数は13名（うち社外取締役５名）となります。

また、取締役に対するストックオプション報酬の額は、平成22年６月29日開催の当社第８期定時株主総会において年額200百万円以内（社外取締役に対するストックオプション報酬はなし）としてご決議をいただいておりますが、改定はございません。

（ご参考）第５号議案の概要

		現在	改定後
取締役の報酬等の額の上限（年額）	ストックオプション報酬を除く額	480百万円	550百万円（改定）
	うち社外取締役	30百万円	100百万円（改定）
	ストックオプション報酬の額	200百万円	200百万円（改定せず）
	うち社外取締役	なし	なし（改定せず）
取締役の員数		9名	13名
	うち社外取締役	3名	5名

注　平成27年3月末時点での取締役の員数は13名。うち社外取締役の員数は3名。

以　上

（ご参考）当社における社外役員の独立性に関する基準

当社では、社外役員が独立性を有すると判断するためには、現在または最近（注1）において、次の要件のいずれにも該当しないことが必要であると考えております。

1. 主要な取引先（注2）
   （1）当社・株式会社三井住友銀行（以下当社等という）を主要な取引先とする者もしくはその業務執行者。
   （2）当社等の主要な取引先もしくはその業務執行者。

2. 専門家
   （1）当社等から、役員報酬以外に、過去３年平均で、年間10百万円超の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家。
   （2）当社等から、多額の金銭その他の財産（注3）を得ているコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の専門サービスを提供する法人その他の団体の一員。

3. 寄付
   当社等から、過去３年平均で、年間10百万円または相手方の年間売上高の２％のいずれか大きい額を超える寄付等を受ける者もしくはその業務執行者。

4. 主要株主
   当社の主要株主もしくはその業務執行者（過去３年以内に主要株主もしくはその業務執行者であった者を含む）。

5. 近親者（注4）
   次に掲げるいずれかの者（重要（注5）でない者を除く）の近親者。
   （1）上記１.～４.に該当する者。
   （2）当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員等の使用人。

注　1.「最近」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において主要な取引先であった者は、独立性を有さない。
2.「主要な取引先」とは、次のいずれかまたは双方に該当する者をいう。
・当社等を主要な取引先とする者
当該者の連結売上高に占める当社等に対する売上高の割合が２％を超える場合。
・当社等の主要な取引先
当該者に当社の連結総資産の１％を超える貸付を株式会社三井住友銀行が行っている場合。
3.「多額の金銭その他の財産」とは、当社の連結経常収益の0.5％を超える金銭その他の財産をいう。
4.「近親者」とは、配偶者または二親等以内の親族をいう。
5.「重要」である者の例
・各会社の役員、部長クラスの者。
・会計専門家、法律専門家については、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者。

SMFG 三井住友フィナンシャルグループ
SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GROUP

株主総会会場ご案内略図

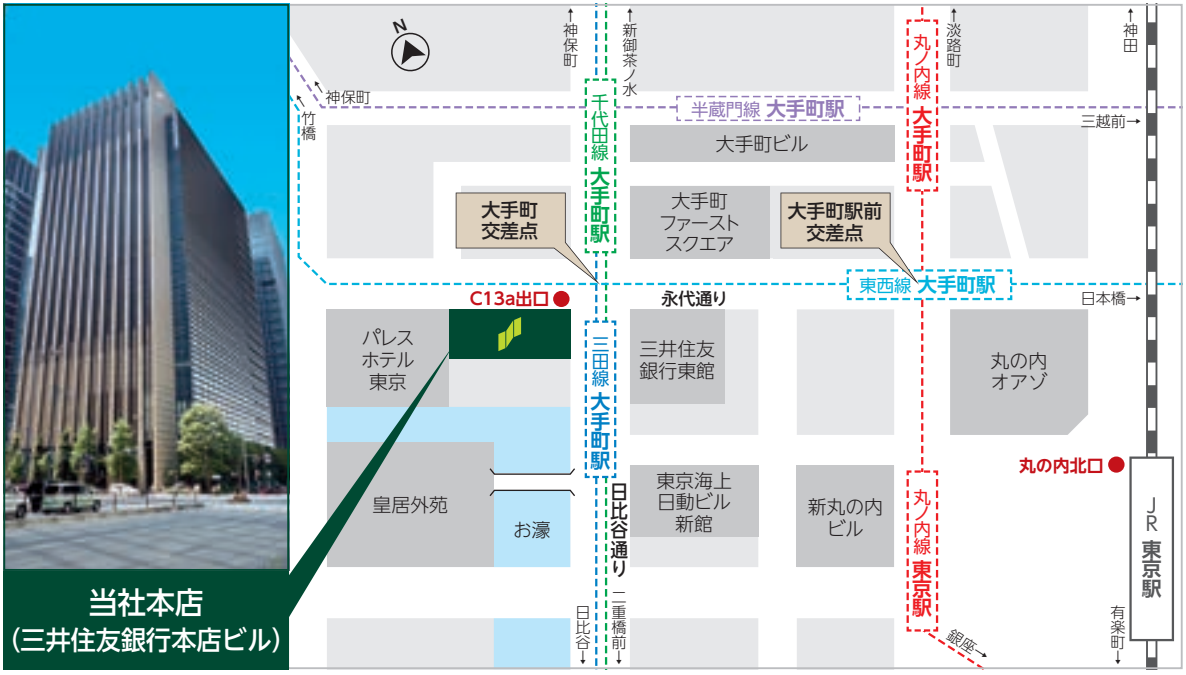

会 場

当社本店（三井住友銀行本店ビル）

東京都千代田区丸の内一丁目１番２号

交通機関のご案内

大手町駅

都営地下鉄
- 三田線

東京メトロ
- 千代田線
- 東西線
- 半蔵門線
- 丸ノ内線

C13a出口より地下通路で直結

東京駅

JR

丸の内北口より徒歩約８分

お願い：駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915 www.fsc.org

VEGETABLE OIL INK 地球環境を考え、植物油インキを使用しています。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。